

ファッションデザイン教育機関の運営に関する基準

1. 趣旨

この基準は、ファッションデザイン教育を行う設備及び編制に関して各種学校に準ずる教育機関（以下「ファッションデザイン教育機関」という。）が、ファッションデザインの学習を主な目的として来日し滞在する外国人（以下「外国人留学生」という。）を対象を含めて教育を行うために必要な要件、及び外国人留学生が卒業後、我が国において専門的知識及び技術を生かして就労するために必要な教育機関としての要件を明らかにし、もって我が国における外国人留学生を受け入れるファッションデザイン教育機関の質的水準の向上に資することを目的とする。

2. 定義

この基準において「ファッションデザイン教育」とは、ファッション及びテキスタイルのデザインに関する教育をいう。ただし、ファッションデザイン教育機関が、その教育と併せて服飾雑貨、インテリア、ヘア・メイク等ファッションデザインに関連する生活文化創造産業の発展に寄与する教育を行う場合、それらを含めるものとする。

3. 自己評価等

- (1) ファッションデザイン教育機関は、その質的水準の向上を図り、当該機関の目的及び社会的使命を達成するため、当該機関における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。
- (2) 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。
- (3) ファッションデザイン教育機関は、(1)の点検及び評価の結果について、当該機関の教職員以外の者による検証を行うよう努めなければならない。

4. 情報の積極的な提供

ファッションデザイン教育機関は、当該機関における教育活動等の状況について、広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

5. 修業期間

ファッションデザイン教育機関の修業期間は、1年以上とする。ただし、必要に応じ、6か月以上とするものとする。

なお、外国人留学生が所定の科目を履修し、卒業後、引き続き本邦での就労が可能である機関としての審査の対象となる場合の修業期間は2年以上とする。

6. 学年の始期及び終期

ファッションデザイン教育機関の学年の始期及び終期は、各ファッションデザイン教育機関においてその規則で定めるものとする。ただし、学年の始期は原則として2度までとするものとする。

7. 授業時数

ファッションデザイン教育機関において、外国人留学生を受け入れる専攻科の授業時数は、1年間にわたり680時間以上で、かつ、長期休業期間を除き1週間当たり20時間以上とするものとする。

なお、外国人留学生が所定の科目を履修し、卒業後、引き続き本邦での就労が可能である機関としての審査の対象となる場合の総授業時数は1700時間以上とする。

8. 生徒の収容定員

ファッションデザイン教育機関の生徒及び外国人留学生の収容定員は、教員数、施設及び設備その他の条件を考慮して、各ファッションデザイン教育機関においてその規則で定めるものとする。

9. 同時に授業を行う生徒数

ファッションデザイン教育機関のファッションデザイン教育に関する各授業科目において、同時に授業を行う生徒数は、40人以下とするものとする。

10. 授業科目

ファッションデザイン教育機関は、その教育上の目的を実現するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

11. 外国人留学生の選考

ファッションデザイン教育機関は、外国人入学者の選考において、学習能力

(日本語能力を含む。)、勉強意欲、経費支弁能力等について適切な方法により確認するものとする。

1 2. 外国人留学生の成績評価及び卒業審査

ファッションデザイン教育機関は、試験の実施等適切な方法により成績評価及び卒業認定を行うものとする。

1 3. 外国人留学生の管理

ファッションデザイン教育機関は、外国人留学生の勉強、生活、資格外活動等について適切に管理しなければならない。

1 4. 教員数

(1) ファッションデザイン教育機関には、代表、主任教員及び次の表に定める数の教員(主任教員を含む。)を置くものとする。

(表)

外国人留学生を含む生徒の収容定員の区分	教員数
40人まで	3
41人から	$3 + (\text{生徒定員} - 40) / 40$

(2) 前項の表で定める教員の数の2分の1以上は、専任の教員(常勤の代表が教員を兼ねる場合は、当該代表を含む。以下「専任教員」という。)であることが望ましいが、当分の間は3分の1以上とするものとする。ただし、専任教員は3人以上とするものとする。専任教員は、この基準の対象となる授業科目に本務として従事している者とし、専任か否かは、勤務時間数、給与体系、社会保障の有無、他の職業との兼務の有無、授業担当時間数などによって総合的に判断するものとする。

(3) ファッションデザイン教育機関の代表が1 6. に規定する主任教員の資格を有する場合、主任教員を兼ねることができるものとする。

1 5. 代表の資格

ファッションデザイン教育機関の代表は、ファッションデザイン教育に関する識見を有し、かつ、教育、学術又は文化に関する業務に原則として5年間以上従事した者であるものとする。

1 6. 主任教員の資格

(1) 主任教員は、ファッションデザイン教育に関する教育課程の編成など教育的知識・能力を備えた者とし、常勤のファッションデザイン教育教員又はファッションデザイン研究者として3年以上の経験を有する者であるも

のとする。

(2) 主任教員は、専任教員のうちから選任するものとする。

17. 教員の資格

ファッションデザイン教育機関の教員は次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 大学（短期大学を除く。）においてファッションデザイン教育に関する主専攻を修了し、卒業した者
- 二 大学（短期大学を除く。）においてファッションデザイン教育に関する科目を26単位以上修得し、卒業した者
- 三 次のいずれかに該当する者でファッションデザイン教育に関し、専門的な知識、能力等を有する者
 - ①学士の学位を有する者
 - ②短期大学又は高等専門学校を卒業した後、2年以上学校、専修学校、各種学校等（以下「学校等」という。）においてファッションデザイン教育又は研究に関する業務に従事した者
 - ③専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてファッションデザイン教育又は研究に関する業務に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該教育に従事した期間とを通算して4年以上となる者
 - ④高等学校において教諭の経験のある者
 - ⑤ファッションデザインに係る分野における技術に関する業務に従事した者であって、専門的な知識、技術、技能等を有する者
- 四 その他これらの者と同等以上の能力があると認められる者

18. 代表・教員の欠格事由

ファッションデザイン教育機関の代表又は教員となる者は、次の各号のいずれにも該当する者ではないものとする。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁固以上の刑に処せられた者
- 三 教員免許状取上げの処分を受け、2年以上を経過しない者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 五 外国人の入国又は在留に関する不正行為を行い、3年を経過しない者

19. 位置及び環境

ファッションデザイン教育機関の位置及び環境は、教育上及び保健衛生上適切なものであるものとする。

20. 校地

ファッションデザイン教育機関には、その教育の目的を実現するために必要な校地を備えるものとする。

21. 校舎

ファッションデザイン教育機関には、その教育の目的を実現するために必要な校舎を備えるものとする。

22. 校舎の面積等

- (1) ファッションデザイン教育機関の校舎の面積は、同時に授業を行う生徒1人当たり2.3㎡以上とするものとする。ただし、115㎡を下回らないものとする。
- (2) ファッションデザイン教育機関の校舎には、教室、教員室、事務室、図書室、保健室その他必要な附帯施設を備えるものとする。
- (3) ファッションデザイン教育機関の教室は、同時に授業を行う生徒数に応じ、必要な面積を備えるものとする。

23. 設備

ファッションデザイン教育機関は、生徒数などに応じ、必要な種類及び数の視聴覚教育機器、図書その他の設備を備えるものとする。

24. 設置者

- (1) ファッションデザイン教育機関を設置する者は、国及び地方公共団体のほか、次の各号に該当する者とする。
 - 一 設置者がファッションデザイン教育機関を経営するために必要な経済的基礎を有すること。
 - 二 設置者（法人の場合は、当該機関の経営を担当する役員とする。）がファッションデザイン教育機関を経営するために必要な知識又は経験を有すること。
 - 三 設置者（法人の場合は、当該機関の経営を担当する役員を含む。）が社会的信望を有すること。
 - 四 設置者が日本国内においてファッションデザイン教育を10年以上行っていると認められること。

(2) 次の各号に該当する者（法人の場合は、当該機関の経営を担当する役員を含む。）は、新規申請できないものとする。

一 新規申請時において、過去3年以内に、法務大臣のファッションデザイン教育を行う設備及び編制に関して各種学校に準ずる教育機関としての告示の取り消しを受けた者

二 18. に規定する代表・教員の欠格事由の各号のいずれかに該当する者

25. 経営の区分

ファッションデザイン教育機関は、その設置者が法務大臣の告示を受けたファッションデザイン教育機関以外の事業を行う場合には、その事業の経営と区分して行うものとする。

26. 生活指導

(1) ファッションデザイン教育機関には、生活指導担当者を置くものとする。

(2) 生活指導担当者は、生徒の生活指導及び進路指導に関する知識を有するとともに、18. に規定する代表・教員の欠格事由の各号のいずれにも該当しない者であるものとする。

(3) 生活指導担当者は、専任教員又は常勤の事務職員が兼務しても差し支えないものとする。

27. 日本語指導

(1) ファッションデザイン教育機関には、外国人留学生の日本語能力の向上を図るため、日本語指導教員を置くように努めるものとする。

(2) 日本語指導教員は、18. に規定する代表・教員の欠格事由の各号のいずれにも該当しない者であるものとする。

(3) 日本語指導教員は、専任教員が兼務しても差し支えないものとする。

28. 健康管理

ファッションデザイン教育機関は、外国人留学生の入学後、可及的速やかに健康診断を行うものとし、1年経過後、再度健康診断を行うよう努めるものとする。

29. 名称

ファッションデザイン教育機関の名称は、ファッションデザイン教育機関として適切なものであるものとする。

30. 運営規則

ファッションデザイン教育機関は、運営に関する規則を定めるものとし、少なくとも次の事項を記載するものとする。

- 一 修業期間、学年、学年の始期及び終期、学期及び授業を行わない日に関する事項
- 二 教育課程、学習の評価及び授業日時数に関する事項
- 三 収容定員及び教職員組織に関する事項
- 四 入学資格に関する事項
- 五 授業料、入学料、その他の費用徴収に関する事項
- 六 寄宿舎を有している場合は、それに関する事項
- 七 その他必要な事項

(附則)

本基準は、平成20年10月6日から施行し、平成20年10月6日以降の申請に係る審査から適用する。

(附則)

本基準は、平成29年1月1日から施行し、平成29年1月1日以降の申請に係る審査から適用する。

(附則)

本基準は、平成30年1月12日から施行し、平成30年1月12日以降の申請に係る審査から適用する。